

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和4年度PCR検査センター運営に係る車両誘導等業務3

<PCR検査センター（以下、「センター」という。）について>

- 新型コロナウイルス感染症による市内医療機関の負担軽減と、検査体制の強化を図るため、札幌市内に設置したもの
- 1か所目を令和2年5月1日に、2か所目を令和2年11月19日に、3か所目を令和3年6月21日に設置。
- いずれも場所は非公表。
- 事前予約制・ドライブスルー形式で検体採取のみ行う。

## 2 履行期間

令和4年10月1日（土）から令和5年3月31日（金）まで

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、期間中にセンターを閉鎖した場合は、同時に業務を終了する（閉鎖する場合は、遅くともその1週間前には通知する）。

## 3 業務概要

### (1) 実施場所

委託者が指定する場所（**札幌市内の屋外**）

※ 従事場所及びその周辺に無料で利用できる駐車場は無し

### (2) 従事概要

<勤務日> 土日祝を含む毎日

※ ただし、荒天やPCR検査の受検予約がないときは、稼働しない場合がある（稼働しない場合は原則当日9時までに委託者より通知する）

<勤務時間> 午前（9時30分から12時30分）、午後（13時30分から17時30分）

※ 午前と午後の間で1時間程度休憩あり

※ 事前準備やセンター従事者（医療従事者、事務員等）との打合せ時間を含む

※ 原則、休憩時間以外はトイレ等で従事場所から離れることは認めない

### (3) 業務内容

#### ア 事前業務

##### (ア) 警備員の確保

一日4ポスト配置できる人員を確保すること。配置する警備員のうち1名以上は警備員指導教育責任者（2号）の資格を有する者又は交通誘導警備業務検定2級以上を所持していること。

##### (イ) 資材等の準備

受託者は、本業務において必要となる下記資材を用意すること。

・トランシーバー（警備員及び当該センター事務員との連絡用）	5台以上
・誘導棒（誘導灯付）	4本＋予備
・安全ベスト（照明付）	4枚＋予備
・カラーコーン	40本＋予備
・カラーコーンバー	40本＋予備
・カラーコーン用の工事灯	40個＋予備
・除菌用品（警備員の感染防止用）	必要な数
・矢印板	必要な数
・軽作業用道具（スコップ等）	必要な数

#### イ センター開設日の業務

##### (ア) 警備員の配置

一日4ポストを配置する。なお、現場警備員の指導、監督を行う現場主任1名を選任し、委託者に報告すること。

##### (イ) 車両誘導及び受検者への指示出し

センターでの滞りない検査実施のため、従事者と連携して車両誘導や受検者への指示出しなど、適宜委託者が指示する業務を行う。

なお、センターにおける検査方法等の変更に伴い、業務内容の変更があった際には柔軟に対応すること。

##### (ウ) 安全確認・軽作業

随時、センター従事者が稼働するプレハブと検体採取を行うスペース及びその周辺、その他車両誘導線上の安全を確認すること。

## 4 報告

- (1) 受託者は業務中事故等が発生したときはセンター従事者の指示のもと、必要な措置を講ずるとともに、速やかに委託者にも報告すること。
- (2) 受託者は、業務日誌とともに、完了届（役務－第9号様式）を作成し、各月ごとに委託者に提出すること。なお、業務日誌には、日ごとの業務従事者や業務時間、事案発生時の対応など委託者と調整した内容を記載すること。

## 5 遵守事項

### (1) 法令の遵守

警備業法、労働基準法等の各種関係法令・規定等を遵守すること。

### (2) 守秘義務

業務上知り得た一切の事項については、他に漏らさないこと。委託者が提供した資料及び情報を第三者に提供し、目的外に使用しないこと。特に、業務により知り得た個人情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止など適切な措置を講じること。

(3) 安全性の確保

受託者は、常に安全管理に努め業務遂行にあたり事故防止に十分注意すること。

(4) 健康管理

受託者は、警備員の日々の健康状況（検温、体調チェック）を確認し、体調不良者が従事することがないように健康管理を適切に行うこと。体調不良者等により従事できない者がいた場合は代替りの警備員を配置すること。また、新型コロナウイルスへの感染が確認された場合（感染の疑いがある「濃厚接触者」と確認された者を含む）には、保健所が指定する期間は業務に従事させず、その間、代替りの警備員を配置すること。

(5) 施設警備との連絡体制の構築

センターは、市内施設の敷地内に位置している。履行期間中、事故等発生した場合に、当該施設本体の警備業者と連絡を取り合う可能性があるため、当該警備会社と迅速に連絡が取り合える体制をあらかじめ構築し、無線等が必要な場合は受託者が用意すること。

## 6 特記事項

(1) 協議

業務履行にあたり、疑義等が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。また、業務の内容及び期間に変更が生じる場合は、委託者と受託者が協議の上、仕様を変更できるものとする。

(2) 検査がない日の補償

委託者の都合（例：検査予約がないことによりPCR検査センターを休止する、運用方法の変更によりPCR検査センターを休止する）により、業務に従事する必要がなくなった日に関しては、契約単価の10分の6に消費税及び地方消費税を加算した額を支払うこととする。

なお、委託者の都合により、当日9時を超えて委託者が受託者にPCR検査センターの休止を通知した場合、契約単価の10分の10に消費税及び地方消費税を加算した額を支払うこととする。

ただし、委託者が受託者に遅くとも1か月前に休止の通知をした場合については、この限りではない。

(3) 損害賠償等

ア 業務遂行中における車両誘導等の不備により発生した事故については、受託者の責とする。

イ 当該業務またはその他の原因により新型コロナウイルス等に罹患した場合のほか、事故等により警備員に損害が生じた場合においても、受託者は委託者に対してその損害を請求することができない。

ウ 疫病、暴風、豪雨、豪雪、暖気、洪水、地震、火災、その他委託者の責に帰することができない自然的または人為的な現象などの不可抗力により、業務を遂行することが困難になった場合に受託者に損害が生じることがあっても、受託者は委託者に対してその損害を請求することができない。

(4) 本業務を遂行するための経費

本業務を遂行するために必要な交通費等の諸経費は本業務委託費に含むものとする。

(5) マスク等の支給

業務に必要なサージカルマスク、ゴーグル又はフェイスシールドは委託者が支給する。

(6) ユニットハウス及び簡易水洗トイレ

受託者は、委託者が用意するユニットハウス及び簡易水洗トイレを利用することができる。また、委託者と受託者で、ユニットハウスの鍵を双方1本管理し、受託者は業務完了後に遅滞なくこれを返却するものとする。なお、ユニットハウス等は、受託者以外も利用する場合があるため、これを妨げてはならない。簡易水洗トイレの洗浄液等の補給については、委託者の指示により行うこと。

## 7 所管課

札幌市保健福祉局医療対策室業務調整課 PCR センター担当係（PCR検査担当）

電話：011-676-3382